

新潟県条例第10号

新潟県条例の一部を改正する条例

新潟県条例（平成18年新潟県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">（法人の均等割の税率）</p> <p><b>第23条</b> 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">（法人の課税標準の区分経理）</p> <p><b>第30条</b> （略）</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業（<u>法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下同じ。</u>）、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p><b>第39条</b> 法第73条の14第1項及び第3項（不動産取得税の課税標準の特例）の規定は、これらの規定に規定する住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である<u>とき、又はその住宅に増築された住宅であるときは</u>、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、<u>適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p><b>第46条</b> 法第73条の24第1項から第3項まで（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき法第73条の25第1項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得</p> | <p style="text-align: center;">（法人の均等割の税率）</p> <p><b>第23条</b> 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄に定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p style="text-align: center;">（法人の課税標準の区分経理）</p> <p><b>第30条</b> （略）</p> <p>2 電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業とその他の事業とを併せて行う法人で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に関する経理を区分して行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（不動産取得税の課税標準の特例に係る申告）</p> <p><b>第39条</b> 法第73条の14第1項及び第3項（不動産取得税の課税標準の特例）の規定は、これらの規定に規定する住宅の取得の日から60日以内に、当該住宅の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後1年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅である<u>場合又はその住宅に増築された住宅である場合においては</u>、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、その取得の日から60日以内に、同条第1項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り<u>適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）</p> <p><b>第46条</b> 法第73条の24第1項及び第2項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）の規定は、当該土地の取得に対して課する不動産取得税につき法第73条の25第1項（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予）の規定により徴収猶予がなされた場合その他施行令で定める場合を除き、当該土地の取得の日</p> |

の日から60日以内に、当該土地の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

**第19条** 法附則第11条の4第2項、第5項及び第7項(不動産取得税の減額等)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第2項、第5項又は第7項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第 号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県県税条例(以下「新条例」という。)の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

3 新条例第46条並びに附則第18条及び第19条の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(この条例の失効)

4 この条例の規定は、改正法が成立しないとき、その他改正法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定の内容が当該規定に対応する新条例の規定の内容と異なることとなるときは、その限りにおいてその効力を失う。

から60日以内に、当該土地の取得者から、別に知事が定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から1年以内に取得したその土地に隣接する土地である場合においては、最初の取得に係る土地の取得につき、その取得の日から60日以内に、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り適用するものとする。ただし、知事は、やむを得ない理由により申告期限までにこれらの申告をすることができないと認めるときは、当該期限を延長することができる。

#### 附 則

(不動産取得税の税率の特例)

**第18条** 平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第41条の規定にかかわらず、100分の3とする。

(不動産取得税の徴収猶予の申告)

**第19条** 法附則第11条の4第2項及び第5項(不動産取得税の減額等)の規定により徴収猶予を受けようとする者は、第47条各号に掲げる事項を記載した申告書に法附則第11条の4第2項又は第5項の規定の適用があることを証明するに足る書類を添付して、第43条第1項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際、併せてこれを知事に提出しなければならない。